

令和6年12月26日

御蔵島村長 徳山正彦様

御蔵島村特別職報酬等審議会
会長 廣瀬英彦
(公印省略)

御蔵島村特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年12月25日付けで諮問のありました議会議員の報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料等の額について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

答 申

1 議会の議員の議員報酬の額について

(1) 議員報酬の額

区分	現行 (月額)	答申 (月額)	改定額
議長	140,000円	200,000円	60,000円
副議長	115,000円	170,000円	55,000円
議員	100,000円	150,000円	50,000円

(2) 改定時期

令和7年4月1日

2 村長、副村長及び教育長の給料等の額について

(1) 給料の額

区分	現行 (月額)	答申 (月額)	改定額
村長	600,000円	680,000円	80,000円
副村長	500,000円	580,000円	80,000円
教育長	500,000円	550,000円	50,000円

(2) 改定時期

令和7年4月1日

審議経過等

1 はじめに

本審議会は、御蔵島村特別職報酬等審議会条例（平成27年条例第12号）第2条の規定により、令和6年12月25日付で御蔵島村特別職の報酬等の額について村長から諮問を受けた。

前回、令和4年度開催の審議会においては、「御蔵島村特別職の報酬等の額については副村長に対する地域手当のみを改定し、それ以外については据置きとして改定を見送り、時期を見てあらためて審議会を開催し、その時点で引上げの審議を行うこととする。」という結論であった。

そしてこの度、あらためて審議会を開催するに至った。

これらの経緯から、現在の本村を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、村民の理解が得られるものとするために、議会の議員の報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料等のあるべき水準について、本審議会へ意見を求められたものである。

2 審議経過

今回の審議については、次の経緯を踏まえながら審議を行った。

前回、令和4年度開催の審議会において、「当該副村長については、東京都へ職員派遣を要請し、人材の確保が見込まれたため、給料等の調整を凶ったところ、現行の給料では足りず、別途地域手当を支給することで合意に至った実状等、特例での対応を考慮し、地域手当のみを改定し、それ以外の改定を見送り、時期を見てあらためて審議会を開催し、その時点で引上げの審議を行うこととする。」という結論に至った。

結果として議会の議員については、平成17年の審議会以降、村長は平成5年、副村長は平成19年、教育長は平成6年の審議会以降、特別職の報酬等の改定は行われていないことから、現在までの人事院勧告の内容、当村の財政状況、村民感情また、都内はもとより全国の団体の改定状況等を参考にし、様々な角度から、各委員がそれぞれ村民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

【審議会の開催状況】

第1回審議会 令和6年12月25日

3 項目ごとの検討

(1) 議会の議員の報酬の額について

議会の議員の報酬については、全国で最も低い水準となっている。とりわけ、当村の議員の報酬は、平成18年以降、改定を一度も行っていない状況がある。

また、議員のなり手不足が深刻となる中、議員報酬については、人材を確保し、議員活動の環境を整え活動を保障する十分な額とする必要があることから報酬引上げの検討は妥当と考える。

具体的な引き上げ額については、

(ア) 全国町村類似団体の平均額によるもの

(イ) 議会の議員の適切な報酬によるもの
の2案から検討を行った。

島しょ地域及び全国類似団体の報酬の額及び改定の時期を参考とし、審議を進めた。報酬が長らく据置きであったことを踏まえ、島しょ地域における同規模団体と同額か、或いはそれ以上の改定が必要か、本村の議員報酬としての公務と責任に見合う報酬として意見を出し合い、島しょ地域の平均額も念頭に協議し、報酬を引き上げることが適当である、という結論に至ったものである。

(2) 村長、副村長及び教育長の給料等の額について

村長、副村長及び教育長の給料等の額については、村長が平成5年以降、副村長が平成19年以降、教育長が平成7年以降、給料の額は据置きのままという状況にある。

これらのことから、議員報酬と同様の理由で、「島しょ地域における同規模団体と同額か、或いはそれ以上の改定が必要か、職務とその責任に対し適切な給料等として意見を出し合い、島しょ地域の平均額も念頭に協議し、報酬を引き上げることが適当である。」という結論に至ったものである。

4 付帯意見

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・ 議員報酬も、村長・副村長・教育長の給料等について2～3万円の上げ幅が適当と考える。
- ・ 他団体との比較における平均額は、重要だが、人口などを考慮して検討するべき
- ・ 議員報酬を上げることで、その責任も重くなる。

5 おわりに

この度の審議会で、報酬等は「引上げ」という結論に至ったが、これは長い間報酬等が据置きだったことを踏まえ、島しょ地域平均並みに（主に）引上げるための結論でもあった。今後も適時に審議会を開催し、その時々々の経済・雇用情勢等を踏まえながら、時宜に合った報酬等の額を審議していくことが望ましいと思われる。

議員は村民の代表として、また村長等は村政運営の責任者として、村民とともに痛みを分かち合い、物価高騰や人材不足などの難局を乗り越えることを、そして村民が幸せを感じることものできる新しい時代の取組みが行われることを期待するところである。

議員においては、今回の議論を踏まえて、村民の気持ちに寄り添うとともに、具体的な活動において示すことにより、村民の納得を得るように努めるべきである。

最後に、議員並びに村長、副村長及び教育長に対し、今後の御蔵島村の発展と村民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。